

# 平成27年度決算に基づく健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政健全化に関する法律(財政健全化法)」が平成21年4月から全面的に施行され、この法律に基づき地方公共団体は、毎年度、**健全化判断比率【①実質赤字比率・②連結実質赤字比率・③実質公債費比率・④将来負担比率】**及び**資金不足比率**を、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、市民の皆さんに公表しています。

天草市の健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、下表のとおりです。

## 1 健全化判断比率

区 分	天草市			早期健全化基準	財政再生基準
	H25	H26	H27		
実質赤字比率	(※1) — %	— %	— %	11.64 %	20.00 %
連結実質赤字比率	— %	— %	— %	16.64 %	30.00 %
実質公債費比率	10.5 %	9.8 %	8.9 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	53.6 %	36.2 %	30.5 %	350.0 %	—

※1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため「—」表示になります。

(実質収支は約23億円(6.78%)の黒字、連結実質収支は約77.2億円(22.71%)の黒字です。)

早期健全化基準以上である場合には、「財政健全化計画」を定め、自主的な改善努力による財政健全化を図る必要があります。

財政再生基準以上である場合には、「財政再生計画」を定め、国等の関与による確実な再生を図る必要があります。

## 2 資金不足比率

会計名	天草市	経営健全化基準	会計名	天草市	経営健全化基準
公共下水道事業特別会計	— %	20.0%	簡易水道事業特別会計	— %	20.0%
特定環境保全公共下水道事業特別会計	— %		病院事業会計	— %	
農業集落排水事業特別会計	— %		水道事業会計	— %	
漁業集落排水事業特別会計	— %				
浄化槽市町村整備推進事業特別会計	— %				

※資金不足がないため、資金不足比率は「—」表示になります。

### 【資金剰余金】

(単位:千円)

資金剰余額	公共下水道事業特別会計	特定環境保全公共下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計	漁業集落排水事業特別会計	浄化槽市町村整備推進事業特別会計
	54,495	36,491	7,180	30,068	143
	1,344	2,985,697	1,472,856		

平成27年度決算における天草市の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回っています。

今後も、各指標の数値が基準を上回らないよう健全な財政運営に努めてまいります。

# 健全化判断比率等の数値算出表(平成27年度決算分)

(単位:千円)

## 1. 実質赤字比率

$$\begin{aligned} \text{実質赤字比率} &= \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ &= \frac{0}{34,002,479} \quad \text{(2,307,355千円の黒字)} \\ &= \text{— \%} \end{aligned}$$

早期健全化基準	11.64%
財政再生基準	20.00%

## 2. 連結実質赤字比率

$$\begin{aligned} \text{連結実質赤字比率} &= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ &= \frac{0}{34,002,479} \quad \text{(7,722,474千円の黒字)} \\ &= \text{— \%} \end{aligned}$$

早期健全化基準	16.64%
財政再生基準	30.00%

## 3. 実質公債費比率

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{\text{(元利償還金+準元利償還金)-(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模-元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times \frac{1}{3} \\ &= \left( \frac{2,773,211}{27,575,510} + \frac{2,343,607}{27,340,943} + \frac{2,317,569}{27,784,272} \right) \div 3 \\ &= 8.9\% \end{aligned}$$

早期健全化基準	25.0%
財政再生基準	35.0%

## 4. 将来負担比率

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模-元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \\ &= \frac{8,501,788}{27,784,272} \\ &= 30.5\% \end{aligned}$$

早期健全化基準	350.0%
---------	--------

## 5. 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

《公共下水道事業特別会計》			(剰余額)
	$= \frac{0}{625,009} =$	— %	( 54,495 )
《特定環境保全公共下水道事業特別会計》			( 剰余額 )
	$= \frac{0}{65,037} =$	— %	( 36,491 )
《農業集落排水事業特別会計》			( 剰余額 )
	$= \frac{0}{14,064} =$	— %	( 7,180 )
《漁業集落排水事業特別会計》			( 剰余額 )
	$= \frac{0}{80,669} =$	— %	( 30,068 )
《浄化槽市町村整備推進事業特別会計》			( 剰余額 )
	$= \frac{0}{48,529} =$	— %	( 143 )
《簡易水道事業特別会計》			( 剰余額 )
	$= \frac{0}{483,888} =$	— %	( 1,344 )
《病院事業会計》			( 剰余額 )
	$= \frac{0}{3,231,047} =$	— %	( 2,985,697 )
《水道事業会計》			( 剰余額 )
	$= \frac{0}{1,215,157} =$	— %	( 1,472,856 )